

渋谷区議会民主党を代表して、区長、選挙管理委員会委員長、ならびに保健所長に対し質問をいたします。

< 1、「所在不明」問題と高齢者福祉について >

明日、10月1日は5年に一回の国勢調査が実施されます。

私は大学時代に人文地理学を学んでいて、数字がいっぱい載った国勢調査の分厚い報告書を目にすることも多かったので、国勢調査に対しては多少の親近感を持っています。しかしながら、渋谷区においては他の地域と比べて調査に協力していただけない例も多く、既に回答用紙の配布が始まった今回も調査員の方はたいへん苦勞されているようです。

一方でこの夏は、住民基本台帳や戸籍に記載されながら、所在が確認できない高齢者の存在もたびたびニュースで取り上げられました。

私はこの二つのニュースを比べて、一方では「行政の住民の実態把握が足りない」と、一方では「プライバシーを重視し行政に自分の情報を知られなくてもいい」という考え方という2つの考え方が存在し、皮肉なことだなと感じます。

一口に人口と言っても、この国勢調査による人口、住民基本台帳による人口、戸籍の届出などから作られる人口動態統計などがあります。国、法律レベルの課題も含んでいますが区民サービスの点や事務の効率化などを考えると、こうしたいくつかの施策を整理して簡素化していく必要もあるのかなと思います。

まず区長に質問します。今回の一連の「所在不明」問題の報道を受けて住民基本台帳・戸籍について特に調査を行ったこと、対処をしたことについてのご説明をいただきたいと思います。

渋谷区における高齢者の実態把握の問題については、民生委員や高齢者見守りサポート、災害時要援護者情報の収集などの事業における関係者の努力があり、先進的な対応がなされているのではないかと思います。これからもプライバシーに配慮しながら、複数の分野にわたる事業をうまく組み合わせながら実態把握、サービス向上に努めていく必要があります。

具体例をあげると、高齢者実態調査と併せて行われている敬老祝い金の支給については最大限、高齢者の実態把握の効果をあげるように活用すべきと思います。これまでは祝い金を本人ではなく家族に渡したりしていた例もあるようですが、本人に必ず面会するように実施要綱等に定めるべきと思います。どのような対応を行っているのでしょうか。

またサービスの面での情報の取り扱いについて工夫が必要な部分があります。

現状、敬老館・はつらつセンター、地域交流センターの利用者証や高齢者入浴デーの利用者証が別々に発行されるようになっていますが、これらを統一した方がよいのではないのでしょうか。近年は行政でも、民間でも個人に発行されるカードの類が非常に多くなっています。こうしたものを少なくするのもサービスではないのでしょうか。他の公的証明書で代用するか区民サービスの包括的な利用者証を作ってはどうかと思いますが、区長の考えを伺います。

## < 2、「死」をめぐる区民福祉について >

私が定期的に実施している区政アンケートでよく目にする意見で「斎場が混んでいる。区立のセレモニーホールを作ってはどうか。」というものがあります。確かに、現状区民が利用することの多い斎場は、数日間待つことが当然のようになって、非常に混んでいると思います。近隣区では区営の葬祭場を設置しているところもありますが、新しく葬祭場、セレモニーホールを建てるというのは立地条件の問題などから簡単なことではありません。しかしながら、行政としてこうした問題に何もしないわけにも行かないと思います。行政だけで解決可能な問題ではないかもしれませんが、まずは長期的な視野で解決していこうという姿勢と、今後の課題としての問題認識が必要ではないかと思いますが、区長の所見を伺います。

また「区民葬祭」の実際の金額と国民健康保険や後期高齢者医療制度での葬祭料には大きな開きがあります。「区民葬祭」の実際の費用 20 万円強に対して葬祭料 7 万円という実情です。さらに負担の少ない形で葬儀が行えるように事業者働き掛けを行ったり補助を検討したり、健康保険での葬祭料も見直しも考えていくべきではないでしょうか。

### < 3、区立宮下公園整備とネーミングライツについて >

区立宮下公園について、9月15日に一部閉鎖、9月24日には違法占用物件の除去のための行政代執行が行われました。宮下公園の機能回復のための必要な工事のための一連の動きであり、やむを得ず実施したものと思います。

住居を失った人が生きていくための緊急避難として公園に行くというものはあり得るのかもしれませんが、さまざまな行政の援助によってこうした事態は防がなければなりません。野宿者の人々に対して福祉的な対応をわが会派は再三求めてまいりましたが、区においては今までの対応を検証するとともに、引き続き野宿者に対する相談や援助を丁寧に行ってほしいと思います。

今回の24日の代執行については多くのマスコミでも報道がなされました。一連の報道を通じて感じることは、区の広報、報道対応の不十分さです。私が耳にした多くの意見から、マスコミで報道されているにも関わらず、渋谷区がなんのためにこのような行動に出ているのかあまり伝わっていないということが感じられました。単なる野宿者の追い出しと理解している人もいたようです。確かに、公園の一部閉鎖の際にも、どのような経緯や計画があるのか現地での広報が不足していたように思いますし、またホームページでの広報も部分閉鎖や代執行のことが掲載されているだけでこの間の経緯や整備計画は分かりにくいものとなっていました。またカメラの前や反対する団体の前で区の管理職の言動も問題があると感じざるを得ないものもありました。この間の区の対応や今後の見通しについての区長の考えを伺います。

またネーミングライツについてお伺いします。公園整備については必要性を感じるもののネーミングライツ・命名権売却を含めた事業の進め方には決定の過程に疑問も残るところであり、ネーミングライツについて一般的に、基準や決定方法などの取りきめを行うべきと昨年9月の代表質問の際にも申し上げました。

ネーミングライツについては法令や条例での取りきめがなく、渋谷区として条例を制定するなどの対応が必要であると思います。

渋谷区で実施しているネーミングライツの法的な根拠はどのようなものと考えているのかお示しいただきたいと思います。肯定するわけではありませんが例えば、横浜市の場合は、横浜市広告事業推進担当編の書籍、『財源は自ら稼ぐ！』の中で「行政財産の上に付着した「商標権に準ずる権利」と位置付け「普通財産」として捉えているようです。さまざまな議論があるかと思いますが、区長の見解をお聞きしたいと思います。

また、今回、渋谷区とナイキとで交わした「渋谷区立宮下公園ネーミングライツ基本協定書」には、渋谷公会堂の場合と異なって、第10条には渋谷区は公園の利用者に通称を使用するように義務付けるであるとか、マスコミにも通称

を使用させる等の規定がありますが、これは、こういった根拠に基づいてそれを行わせるのでしょうか。渋谷区宮下公園運動施設管理条例の改正の提案や渋谷区立都市公園条例による告示などがなされるのでしょうか。条例などに根拠なく、第三者に条例に基づかない通称を使用させることはありえないのではないかと考えますが区長の見解を伺います。

ネーミングライツという制度が区民に理解され定着するにはこうした点を解決しなければならないものと考えます。

#### < 4、渋谷区のイメージアップと地域振興について > ※

ネーミングライツとは反対の方向性の問題ですが、区道の愛称・通称について取り上げたいと思います。

渋谷区内を見ますと、国道20号線は甲州街道と、国道246号線は青山通り、玉川通り、都道305号線は明治通りなど通称名で呼ばれることも多くなっています。これらは単なる通称ではなく、道路設置者が定義して看板も設置している公式なものです。区道には事実上の通称、愛称があります。近頃、私の住む地域のある商店会では地域内の区道に愛称をつけて商店会の活性化、地域振興を図っています。また、商店会の多くは区道の愛称が商店会の名前になっているものも多いと思います。そこで、これまでも代表質問等で触れてまいりましたが、道路に愛称をつけることは、なによりも通る人の道しるべとなり、地域振興や郷土愛をはぐくむために大きな意義があると思います。事実上のものではなく、区がしっかりと定義することは地図やカーナビなどに掲載されることで便宜が増し、またその地域の人々の誇り、励みになると思います。条例または規則を定めて区道に愛称を制定することとその手続きを定めるべきと思いますが、区長の考えを伺います。

もう一点、渋谷区のイメージアップのための提案をしたいと思います。原動機付き自転車のナンバープレートについてです。

渋谷区では、犬の鑑札がハチ公をイメージした形に改められました。同様に、原動機付き自転車、原付のナンバープレートにも自治体の裁量で若干のデザインを定めることができるようになっていきます。たとえば、富士山のふもと山中湖村では富士山をあしらったデザインになっています。渋谷区でも、渋谷区を象徴するようなデザインを公募するなどして、オリジナルのナンバープレートを作成してはどうでしょうか。

たびたび区外からの転居者が持ち込んだ原付が管轄変更をされていないことが所管の委員会でも議論になっていますが、渋谷区が魅力ある取り組みを行えばこうした問題の対策にもなるのではないかと思います。区長の考えを伺います。

次に町会、自治会に対する広報支援について。

町会の加入促進は、区でもポスターを作るなど努力していますが、まだ各町会長さん方からもさらなる区の町会加入促進の取り組みの強化を要望されているかと思います。掲示板や回覧版ではすでに限界があるのではないのでしょうか。もっと若い世代にも着目した媒体を活用すべきです。まず一つは、区のホームページを活用して渋谷区に引っ越してきたときに住まいがどこの町会のエリアか検索できることが重要だと思います。また、転入の際にこうした情報の案内を

手渡すこともできると思います。町会への参加拡大のために、町会が発信する地域行事や生活情報などのホームページなどでの広報が重要になってきていると思いますが、区のホームページでこうした情報を町会ごとに知らせる仕組みが必要ではないでしょうか。町会の自主性、行政との独立性の確保も配慮しながら、地方自治法の地縁団体の規定を参考に区で一定の標準形を示して町会の活動にさらに一步踏み込んで支援していくべきと考えますが、区長の考えを伺います。

#### < 5、自転車の安全、安心について >

自転車による事故が増加しています。渋谷区では自転車と歩行者の間での死亡事故が発生するなど深刻な事態も増えています。事故防止はもちろんのこと、自動車による交通事故と同じように被害者に対する補償制度の整備も急務になっていると思います。一方で、自転車の安全で快適な利用のため、自転車専用通行帯の設置や駐輪場の整備はこの議会でも再三課題に挙げられているところです。そこで自転車の安全に関する包括的な条例を検討すべきではないかと思います。条例によって区は自転車が安全で快適に走れるように、環境整備や啓発を行う責務を区民に約束し、また利用者は保険・共済に加入すべき努力義務を定めて、また事業者の協力も促していくべきではないかと思いますが、区長の考えを伺います。



< 6、広報・情報公開とペーパーレスについて >

昨年の代表質問でも取り上げましたが、相変わらず情報公開の決定までに日数が相当かかる場合が多いと思います。

今の状況では、情報公開制度が、情報を公開しないための時間稼ぎの制度になっていると言っても過言ではありません。

情報公開にあたる人員体制の見直しや日頃の事務の段階から公開を前提として文書をデジタル保存しておくなどの文書管理体制の見直しが必要ではないでしょうか。

ペーパーレス化も要望していますが、前回例にあげた例規集の数の見直しなどどの程度進んでいるのでしょうか。

また、選挙管理委員会委員長に選挙の開票の際の広報体制について質問いたします。今年の参議院議員選挙の開票作業を参観人として見ておりましたところ、広報体制に問題が多いと感じました。ある記者と話をすると、選挙の開票所に取材にくる人々は普段は政治とは関係のない部署から応援で来て、かつ毎回違う自治体の開票所に行くことが多く広報の対応の差を感じる人が多いということでした。渋谷区では開票結果の説明で記者が分かりにくいと抗議する場面もありました。

記者向けの丁寧な説明、たとえばスケジュールや開票手順、開票結果の公表方法などの説明資料配布などや電源などの提供なども必要ではないでしょうか。

また現状の参観のためのスペースは非常に限られており、開票作業が見て分かりやすいように参観人が見やすくするなどの工夫が必要ではないでしょうか。

加えていち早く結果を広く区民に知らせるために開票のスピードアップの取り組みが必要ではないでしょうか。

こうした場面でも、渋谷区がメディアでも取り上げられる機会を増やし、他区市町村と比較されやすい場面で広報や情報公開に積極的な印象を持ってもらえるよう努力が必要ではないでしょうか。

#### < 7、清掃事業について >

ごみ、資源収集について。現在は「収集日の朝 8 時までに出してください」とありますが、私はそれを見ると「では、何時から出してよいのだろうと」突っ込みたくなるときがあります。現に、何時から出して良いのかが明確でないため、前日の夕方や夜に出している光景も見られます。収集時間が午後になってしまう場合など、集積所には長時間にわたってごみが積み上げられたままになることとなります。そうした時ごみ集積所の周辺の人々の負担は大きなものがあります。

そこで、各集積所での収集時間の目標を個別に設定し、なるべく一定にすること、そのうえで、区民にも集積所ごとの収集時間の目安を知らせることが必要なのではないのでしょうか。現状は収集日が祝日にあたってしまうと収集車の台数を減らすなどの対応をとっており、収集時間がまちまちになることもあるとのこと。

近隣区では、収集時間を知らせる場合も増えています。各収集日についての定時収集を実施すべきと考えますが、区長の考えを伺います。

#### < 8、学校給食について >

渋谷区議会民主党は今回の定例会で、学校給食費条例を提案しています。学校給食費の公会計化が必要であると考えます。また、長期的な視野に立って考えれば、子どもへの支援をなるべく現物化すべきであり、給食費の公会計化を第一段階として、学校給食費の無償化も視野に入れて検討をすすめるべきと思います。食育という言葉も一般化されてきましたが、学校給食については教育の一環であり、自治体が責任を持って実施する体制を確立し、費用負担の在り方についても段階的に検討していくことが必要と思いますが、区長の考えを伺います。

#### < 9、住宅施策について >

今回の定例会では代官山アドレスの区民住宅の入居者に対しての訴えの提起が提案をされています。代官山アドレスを建設した際に区道などの持ち分が区民住宅として区の区分所有になったと聞いています。代官山アドレスの区民住宅については使用料が最大で月額 30 万円を超えるものもあり、行政で行う公共住宅としては非常に高価なのではないかという印象を受けます。代官山アドレス建設の際に区も主体的な役割を果たすということで意義のあったことかもしれませんが、すでに役割は終えているのではないかと思います。空きの出た場合に、普通財産に転換するとか、売却するといったことも検討すべきではないでしょうか。区長の考えを伺います。

また公共住宅の整備にあっては、障害者や高齢者など福祉的な面から住宅の確保が困難な人に公共住宅の手当てがあるようにメリハリの利いた施策の展開が必要であると考えますが、本年度に策定される住宅マスタープランについての検討状況についてお伺いします。

<10、ヒートアイランド対策について>

今年は記録的な暑さとなりました。ヒートアイランド現象の緩和は、緑化がもちろん第一ですが、それができない場所について、たとえば道路では遮熱性舗装や保水性舗装を、また建物では太陽光を反射しやすい塗装を活用したりすることが必要であると思います。渋谷区における遮熱性舗装は平成18年度のハチ公前交差点の車道を皮切りに実施がされてきていますが、現状はどの程度まで進んできているのでしょうか。遮熱性塗装や保水性塗装の渋谷区での取り組みと効果の検証の状況、今後の方針についてお伺いします。

また、建物についても渋谷区は助成制度を設けるなどして屋上緑化を推進していますが緑化が難しい場合には、高反射率塗装も組み合わせて助成対象に加えることを検討すべきではないかと思いますが、区長の考えを伺います。

< 1 1、障害者の雇用施策について >

3月の定例会の一般質問で私は渋谷区役所や外郭団体の障害者の雇用状況、雇用率について区長に質問をいたしました。区長は「雇用改善に向け努力していく」と答弁されています。引き続き区の努力が必要と思いますし、私もこの課題に取り組んでいきたいと思います。さて、障害者の雇用率というとき、身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用しなければならないかと思います。そのときも申し上げましたが、渋谷区役所では知的障害者の雇用の実績はありません。そこで、障害者団体からも要望のある区役所での就労支援のための職業訓練、インターンシップ事業を行ってはどうかと思います。これは、障害者自身の職業訓練・雇用促進のためだけでなく、事業所としての区役所の障害者雇用のための訓練になるのではないと思います。つまりは、インターンシップ事業を通じて、区役所でも障害者、特に知的障害者も含んでの雇用の場を試行錯誤を繰り返しながら拡大していくということになると思います。福祉作業所など障害者団体との協力体制を作りながら、他の自治体や民間企業の例も参考にぜひ進めてほしいと思いますが、区長の考えを伺います。

また、地域自立支援協議会の設置に向けた検討の状況をお伺いします。地域での障害福祉の課題について障害当事者を含めて話し合いの場を作ることが福祉の増進や共通の認識を作ることにつながるのではないかと思います。

## ＜12、放課後クラブと子どもの居場所について＞

平成19年に学童館が廃止され、放課後クラブに移行をした際に、渋谷区議会民主党は運営体制の確立のための放課後クラブの条例化と児童館機能を持った施設の必要性を訴えてきました。平成20年3月には放課後クラブ条例が制定され、また本議会には代官山学童館の跡に代官山ティーンズクリエイティブ条例の制定が提案をされています。民主党の主張が受け入れられたものとして評価したいと思いますが、まだこれらの問題について不足している部分もあると思いますので、2点区長に伺います。

1点目は放課後クラブの障害を持つ児童の受け入れです。21年11月の民主党の代表質問で吉田議員が教育長に対し質問しましたが、特別支援学校に通う児童は、区内の小学校に通う児童との交流をいかに行うかが相互の教育上の課題になっています。同じ年代の子どもの交流が、相互の教育にとってよい効果をもたらすと言われていています。民主党は区内に住むすべての児童を受け入れる条例を要望していましたので、この点の実現していないことは残念なことです。そこで条例を提案した区長に改めて質問をしますが、区で責任を持って障害者福祉の施策と合わせて支援を行いながら、放課後クラブの体制や予算措置も充実させることで、特別支援学校に通う児童の受け入れを部分的にも実現すべきと考えますが、区長の考えを伺います。

2点目は就学前の児童の活動場所の点です。小学生の全児童対応については放課後クラブが大きな役割を果たしていますが、それ以外の居場所の確保や小学校以外の児童の活動の場の確保も重要かと思います。子育て支援センターが併設された代官山ティーンズクリエイティブではこの問題点に十分応えたものと思いますが、区内全般をみると幼児の活動の場が少ないという声も聞かれます。例えば、体力づくりのため運動をしたり、同じ年代の子ども同士で遊んだりする場が不足しているのではないかという声もまだまだ聞かれます。渋谷区の3歳から5歳の子どもは3割が保育園、5割が幼稚園といわれますが、その残りの子ども居場所も検討しなければなりません。この年代の子どもが実際には0歳1歳の多い子育て支援センターと、放課後クラブのはざままで区の施設を活用しにくい現状があるのではないかと思います。幼児向けの部屋もある本町の児童福祉センターと同じような機能が他の地区にも必要なのではないかと思います。また現状の施設を時間的、空間的に工夫をして使いやすくするとか、学校の校庭開放の活用、公園にも幼児向けの遊具を整備をするなどの幅広い施策の中で検討が必要と考えますが、このことについての区長の考えをお伺いします。

### < 13、保健所行政について >

保健所長にお伺いします。8月に日本学術会議が代替療法の一つとされるホメオパシーについて「科学的根拠は明確に否定されており、医療関係者が治療に用いることは厳に慎むべき行為であり、多くの方に是非御理解頂きたい。」と発表しました。ホメオパシーについては通常の医療を受けさせないことによって患者が死亡する例もありました。このニュースから私が思うことは、今、医療、健康問題全般にさまざまな情報が氾濫すると同時に不確かなものをさも確かにいうかのような疑似科学が流行りすぎていて、一般の人々に正しい情報が伝わっていないことです。

すべての健康や医療に関する施策の基本には正しい知識の普及があると思いません。

保健所は地域保健法の第6条で設置が規定され、第6条には14項目にわたって保健所が行う事業が書かれており、その第1に「地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項」とあります。保健所は区民の健康を守るためにありますが、そのためには啓発活動が必要といえます。しかしながら、今の現状をみて本当に「地域保健の思想の普及と向上」がなされているかといえば疑問です。疑似科学、ホメオパシーと言ってもピンとこない人も多いかと思しますので、具体的な例をあげたいと思います。

血液型性格診断というものがあります。A B O型の血液型ごとに性格に傾向があるという考え方ですが、全くが根拠がないにも関わらずテレビで取り上げられたり、関連の書籍が多く販売されたりしています。残念ながらこうした風潮で固定観念が作られているのも事実ではないでしょうか。

そこで医師の資格をもつ保健所長にお尋ねします。血液型性格分類の根拠、A B O式の血液型と性格形成の間に関係はありますか。ご説明をお願いします。

血液型と性格を関連付けて人を判断することは、いじめにつながったり、本人の努力で変える事の出来ない遺伝的因子で人を差別することであり考え方は人種差別と共通するところもあり危険なものです。

この疑似科学の代表的で分かりやすいものが血液型性格診断だと思います。

多くの疑似科学的なものは商業活動と結びついて現れてきます。

昨年、消費者庁が誕生し、商品やサービスの売買に関して発生する消費者からの相談・苦情は対応が強化されるようになってきましたが、健康や医療の観点からも対応が必要ではないかと思えます。

例えば、健康食品については東京都の「健康食品ナビ」や、厚生労働省、「独立



行政法人国立健康・栄養研究所」などで現段階での正しい情報を得ることができます。区・保健所においてもこうしたものと連携をして正しい情報の周知に努めるとともに、疑似科学にだまされないよう基礎的な啓発活動が必要なのではないかとと思いますが、疑似科学、健康食品などへの相談対応の充実と保健所の啓発業務のあり方について保健所長に考え方を伺います。

また医療安全支援センターの設置の検討状況についてお伺いします。平成19年4月に施行された医療法の第六条の11では、保健所を設置する区は、医療に関しての患者・区民の苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・区民に対して、医療安全に関する助言および情報提供等を行う医療安全支援センターの設置に努めるものとするとの規定が盛り込まれています。現状は23区のうち、8つの区が設置され、全国の保健所をおく市での設置が進んでいるようです。医療に対する区民の安心、安全を確保するために必要なものと思いますが、渋谷区での現状について保健所長に伺います。

都区制度改革における保健所の事務について区長に伺います。現在、「都区のあり方検討委員会」で都区の事務配分についても検討がなされているかと思えます。保健所の事務についても議題にあがっています。一例としておととしの代表質問で私は都と連携をしてペットショップでの畜犬登録を推進すべきではないかと申し上げました。実際にいくつかのペットショップで話をしてみるとあまり予防注射や登録に積極的な説明がない場合もあるようです。やはりこれは動物愛護関連の事務については移管して区で一体的に進め、飼い主のマナー向上や畜犬登録の効果を上げる必要があるのではないかとと思います。この動物の愛護及び管理に関する法律の事務等の移管についての区長の考えを伺います。

以上、答弁を求めます。